

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yaraicho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

日本聖公会主教会メッセージ － 宣教協働区・伝道教区制について －

2020年11月20日

日本聖公会 主教会

はじめに

日本聖公会の信徒、教役者の皆様の上に、主の豊かな祝福と導きをお祈りします。

日本聖公会主教会は、日本聖公会の現状と将来に思いを巡らせ、今、私たちがなすべきことについて協議・検討してきました。その結果を2020年10月27～29日に開催された日本聖公会第65（定期）総会に第10号議案「日本聖公会法規の一部を改正する件」（宣教協働区・伝道教区制の設置）として提案し、可決されました。このことにより、2020年10月30日より日本聖公会を3つの宣教協働区に分け、各々の宣教協働区で協働すること、また教区は教区会の決議と総会の承認によって教区主教を置かない伝道教区に移行することが可能になりました。

主教会がこのような法規の一部改正議案を提出するに至ったのは、以下のような認識と展望を持っているからです。

1. 日本聖公会のこれまで

日本聖公会は、米国・英国・カナダの各聖公会から派遣された宣教師によって宣教・伝道が開始され、それぞれの宣教団体の方針や計画によって現在の教区区域に成っていききました。その後、様々な試練を乗り越えて活発に成長してきましたが、各教会や教役者の懸命の努力がありながらも1990年頃から信徒数などが伸び悩み、現在では減少傾向にあります。

2012年9月に開催された宣教協議会では、このような状況の中、「ていねいな牧会」ということが提起され、私たち自身の伝道や宣教の「ていねいな」在り方と取り組みが促されました。

2. 宣教協働区

日本聖公会法憲第1条は、「日本聖公会は主教の司牧する若干の教区より成る管区である」と規定しています。これは私たちが、主教の司牧する教区という自律した共同体を基本単位として宣教牧会の業に励んでいることを意味しています。各教区はさまざまな違いをもって歩んできました。そのために私たちは多様な教区の集まりであり、教区の枠を超えて協働することが困難だったのではないのでしょうか。

今回提起された「宣教協働区」という考え方は、従来の教区という単位を越えて、共に支えあい、共に歩もうとするものです。そのためには各々の教区の持つ制度的・慣習的違いを分かち合い、理解し合い、よりよい方向を目指して行くことが期待されます。宣教協働区に建てられる「協働委員会」の使命は、このような違いを分かち合い、理解し合あうための調整機関です。またそれらを理解しあった上で、宣教協働区内で求められる宣教活動や、助けを必要とする部分への牧会活動を具体化するための計画を策定する機関でもあります。これらに加えて協働委員会には教区の再編成（教区の合併や設立）を立案、調整する働きが求められています。

3. 伝道教区

これまでは各教区に必ず教区主教が置かれることになっていましたが、今回の法規改正で規定された「伝道教区」とは、教区主教を置かず、管理主教の下で原則5年以内に他の教区と合併等の再編を目指す教区のことです。一つの教区が伝道教区となれば、その伝道教区のためにも宣教協働区内の諸教区が、共に支えあい、共に歩み、結束力をより強めるものとなるでしょう。

4. 日本聖公会のこれから

今回の法規改正は、日本聖公会のこれまでの在り方を大きく変えるものです。教区の枠組みを超えて他の教区と課題を共有し、お恵みや喜びを分かち合い、重荷も担い合うこととなりますが、新たな枠組みですので、経験したことの無い困難な事柄もあるでしょう。そのようなことも共に乗り越え、あるいはこの新しい枠組みをも前進させることを通して、神様から与えられた宣教の業をしっかりと担い直すことができますように主教会一同、心から願っております。

このように私たちの教会が変革されていくための過程が、「宣教協働区と伝道教区制の設置」であります。ぜひ、各教区の信徒・教役者の皆様におかれましても、それぞれの状況、文脈に応じた思いやアイデアを出し合ってください、それらの一つひとつを、2022年に予定されています「日本聖公会・宣教協議会」に持ち寄って、私たち日本聖公会全体で共有できるヴィジョンへと練り上げていければと願っています。皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

「言の内に命があった。命は人間を照らす光であった。光は暗闇の中で輝いている」

(ヨハネ 1:4-5a)

在 主

※ 第10号議案をご覧になりたい方は、下記のアドレスからお願いします。

http://www.nskk.org/province/shiryo/65soukai_kaisei.pdf

